告　示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十四年三月十一日第三十二号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和八年十一月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長　熊　木　紳太郎

030365f2508f3370c56863d689b91276

取消番号	第一号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の取消しの年月日	令和八年十月二十七日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県南埼玉郡宮代町本田三丁目八百五十五番二、八百五十五番五
指定の取消しに係る道路の延長（単位メートル）	十六・八五
指定の取消しに係る道路の幅員（単位メートル）	四・〇〇